

平成20年9月

第3回安堵町議会定例会会議録

平成20年9月9日（火）午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 0名

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐		産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定について

日程第 3 議案第 1 号：安堵町教育委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号：安堵町ふるさと寄附金条例の制定について

日程第 5 議案第 3 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 4 号：特別職の職員で非常勤のものの報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 5 号：安堵町特別職報酬審議会条例の一部改正について

日程第 8 議案第 6 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算について

(補正第 2 号)

日程第 9 議案第 7 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について
(補正第 1 号)

日程第 10 議案第 8 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算について
(補正第 1 号)

日程第 11 議案第 9 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算について
(補正第 1 号)

日程第 12 認定第 1 号：平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 2 号：平成 19 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 3 号：平成 19 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 4 号：平成 19 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 5 号：平成 19 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 6 号：平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第 18 認定第 7 号：平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 8 号：平成 19 年度安堵町水道事業会計決算の認定について

日程第 20 報告第 1 号：健全化判断比率報告書について

日程第 21 報告第 2 号：資金不足比率報告書について

日程第 22 報告第 3 号：平成 19 年度安堵町土地開発公社の決算報告について

開 会 午前 10 時

議長（吉田宏至） おはようございます。

早朝より御苦労様でございます。

只今の出席議員 12 名です。

定足数に達していますので、平成 20 年第 3 回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

残暑の厳しいお日柄でございます。また、時節柄何かとお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

本日提案させていただいております案件につきまして大略説明し、皆様方の御審議を仰ぎたいとかように思っているところでございます。

本提案させていただいております案件は 20 件でございます。人事案件が 1 件、それから条例の制定及び一部改正案件が 4 件、補正予算案件が 4 件、そして平成 19 年度決算認定案件が 8 件、これに関連致します地方公共団体の財政健全化比率の報告が 2 件、最後に土地開発公社の決算報告が 1 件の合計 20 件でございます。

順を追って大略御説明致しますので皆様方の御審議を仰ぎ、御承認・御可決を賜りますようお願い致します。

まず議案第 1 号、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることでございます。教育委員 5 名のうち中川克己委員及び堀口嘉信委員の 2 名の方が本年 9 月 30 日で任期満了となります。中川委員におかれましては教育学術文化等に関し識見を有されており、また、教育長として長年安堵町の教育行政に携わっていただいておりますところでございます。それがために引き続き教育委員に任命致したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。また地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による第 4 条第 4 項、教育委員会委員への保護者の選任の義務化により委員のうち保護者より選任をするということが義務化されましたので、堀口委員の後任としまして斧田真里子様を選任致したいと思っておりますところでございます。斧田さんにつきましては長年安堵小学校の P T A の副会長・生活委員長として、また安堵中学校の理事・会計監査副会長、また、会長として長年学校教育の方に御尽力賜っておるところでございます。また、福祉関係

においても手話通話を通じまして、福祉関係に御尽力を賜っておるところでございます。その斧田真里子氏を任命致したく同法第4条第1項の規定に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

次に安堵町ふるさと寄附金条例の制定についてでございます。これにつきましては先の6月議会におきまして御承認いただきました安堵町税条例の一部改正において寄附金の控除が地方自治体への給付についても控除対象とされることから、寄附を受け入れる側として寄附金の適正な処理方法を規定するものでございます。

議案第3号、安堵町議会議員の議員報酬・費用弁償に関する条例の制定についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布され、議会議員の報酬の支給方法等に関する事項において他の行政委員会の委員等と分離して規定すること。また、報酬を議員報酬に名称を変更することに改められました。これに伴いまして本町においても新たな条例を制定するものでございます。報酬額等につきましては従来どおり変更はありません。

議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、次に議案第5号、安堵町特別職審議会条例の一部改正についてでございます。この二つの条例の一部改正につきましては、先の安堵町の議会議員の議員報酬・費用弁償に関する条例の制定によりまして議員報酬に係る部分を削除致しましたので、これに関連致しまして条文及び文言整備でございます。

議案第6号、平成20年度安堵町一般会計補正予算について（補正第2号）。この補正につきましては歳入歳出補正額331万3千円の増額補正でございます。内容につきましては総務費において本庁舎の空調修理として60万円。税務課において平成21年10月から施行されます住民税を公的年金から徴収する特別徴収を行うことに伴う電子化業務の整備として必要な経費1,399万3千円。また、償還金の過誤の還付金において課税データの算出結果において該当者が当初予定より減少したために、マイナスの1,074万7千円を減額補正と致しました。

次に民生費において介護保険特別会計への特別操出金11万7千円の補正。同じく民生費の日新湯冷温水発生空調機の修理工事費として115万円の補正。

最後に土木費の下水道事業特別会計への繰出金をマイナス220万円の減額補正でございます。これによる歳入歳出総額はそれぞれ27億5,281万8千円でございます。

議案第7号、平成20年度安堵町下水道事業特別会計補正予算についてで、今回の補正につきましては、地方債補正において公共下水道事業債と資本平準化資本債の借入金額がそれぞれ増額されたために220万円を増額補正し、一般会計からの繰入金を220万減額補正するもので、歳入歳出総額には増減がございません。

議案第8号、平成20年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定の補正予算について（補正第1号）。今回の補正は637万2千円の増額補正で、内容につきま

しては 19 年度会計において国・県支払基金交付金の実績精算により、超過及び不足が生じ、還付及び追加交付等精算致しました。その結果、なお剰余金が生じたためこれを介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

議案第 9 号、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算について（補正第 1 号）。今回の補正につきましては 33 万 1 千円の増額補正で、国において長寿医療制度の見直し方針として、高齢者の円滑な運営のための負担の軽減について決定され、保険料に関する相談対応について市町村において行うこととされました。この相談体制の整備するにあたり広域連合標準市町村までの一端末機の増設による必要なために補正を行うものでございます。

次に決算でございます。

認定第 1 号、平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額 28 億 3,301 万 9,123 円、歳出総額 27 億 1,325 万 8,680 円で差引額 1 億 1,976 万 443 円で、この内 360 万円は繰越明許費として差引実質収支額は、1 億 1,616 万 443 円でございます。

次に認定第 2 号、平成 19 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額 8 億 863 万 7,246 円、歳出総額 7 億 7,267 万 1,452 円で差引額 3,596 万 5,794 円の黒字決算でございます。

認定第 3 号、平成 19 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額 7 億 1,753 万 4,962 円、歳出総額 7 億 3,444 万 7,317 円で、差引額は赤字マイナスの 1,691 万 2,355 円で赤字となっております。この赤字については 6 月議会において御承認いただいておりますとおり平成 20 年度予算において繰上充用金をもって補てん致しております。

認定第 4 号、平成 19 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額 267 万 405 円で歳出総額は 1,729 万 132 円で差引額は赤字マイナスの 1,461 万 9,727 円となっております。この赤字につきましても 6 月議会におきまして御承認いただきました平成 20 年度予算において繰上充用金をもって補てん致しました。

認定第 5 号、平成 19 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額・歳出総額それぞれ 5 億 8,400 万 1,917 円で差引額は収支 0 でございます。

認定第 6 号、平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について。歳入総額は 4 億 4,928 万 5,637 円、歳出総額は 4 億 4,317 万 9,646 円で差引 610 万 5,991 円の黒字でございます。

認定第 7 号、平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について。歳入総額は 901 万 7,634 円、歳出総額は 901 万 7,634 円で収支差引は 0 でござます。

認定第 8 号、平成 19 年度安堵町水道事業会計決算の認定について。事業収益

総額は1億6,439万5,131円で、事業費用総額は1億5,336万2,229円で決算収支は1,103万2,902円の黒字となっております。

次に報告第1号、平成19年度財政健全化判断比率報告書についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布されております。この法律は地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として19年度決算から行うこととされております。この健全化比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率がございます。同法第3条健全化比率の公表、比率の算定後は監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっております。本年8月7日に監査委員の審査に付しまして同月12日に意見書をいただいております。これにより健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

次に報告第2号、平成19年度資金不足比率報告について。これにつきましても先の案件と同様による理由で、同法第22条資金不足比率の公表等で資金不足の比率の算定後、監査委員の審査に付しその意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっております。これにより、同様に資金不足比率が監査委員の意見を付け議会に報告するものでございます。

次に報告第3号、平成19年度安堵町土地開発公社の決算報告について。収益的収入及び支出において、収入12,542円支出は0円で差引12,542円の黒字で、これは基金の利息分でございます。また資本的収入及び支出については収入150万5,166円で支出も150万5,166円で差引収支額は0円でございます。

以上、大略説明致しましたが詳細、細部につきましてはその都度担当課長から説明いたさせますので、どうぞよろしく御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおり
であります。

議長（吉田宏至） 日程第１：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 105 条の規定により、
４番、森田 瞳 議員と、５番、吉田忠世 議員を指名致します。

議長（吉田宏至） 日程第２：「会期決定について」を議題と致します。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より１８日までの１０
日間と内定していただいておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から１８日までの１０日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第３ 議案第１号：「安堵町教育委員の任命につき同意を求める
ことについて」を議題と致します。

議長（吉田宏至） この人事案件は、中川教育長本人に関係するものでもありますので、
退場をお願いします。

（中川教育長 退場）

議長（吉田宏至） 提出者の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは、議案第１号、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて御説明致します。

教育委員５名のうち、中川克己委員及び堀口嘉信委員２名の方におかれまして

は本年 9 月 30 日をもって 4 年の任期が満了となります。中川委員におかれましては、人格が高潔で教育・学術・文化等に関し識見を有されておられますので、引き続き教育委員に再任致したく、またもうお一人につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことにより同法第 4 条第 4 項教育委員への保護者の選任の義務化が規定されております。これは委員の内に保護者を選任するということが義務化されたことでございます。これに伴いまして堀口委員の後任と致しまして小学校中学校の P T A の役員等経験されておられました斧田真里子様を任命致したく、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。それでは議案書を朗読致します。

議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 20 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 中川克己 ■■■■■■■■■■■■■■生まれでございます。

もうおひとり方、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 斧田真里子様 ■■■■■■■■■■■■■■生まれの方でございます。

以上でございます。御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） ただいま議題となっています議案第 1 号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

議長（吉田宏至） 「異議なし」と認めます。

議案第 1 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

(中川教育長 入場)

議長（吉田宏至） 日程第4 議案第2号：「安堵町ふるさと寄附金条例の制定について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第2号：安堵町ふるさと寄附金条例の制定について御説明致します。

地方税法の一部改正により6月議会におきまして御承認いただきました安堵町税条例の一部改正で寄附金税制が見直され、地方自治体への寄附についても寄附金控除の対象とされたことから寄附を受け入れる側と致しまして、寄附金の適正な処理の方法を規定するもので寄附者が寄附しやすいように、また、寄附者の意向に添えるように寄附金を充てる事業と致しまして文化振興事業、地域福祉事業、その他の事業を設定し安堵町ふるさと基金を設置するものでございます。

なお、1件2万円以上の寄附者の方には当町資料館に置いております工芸品等の御礼を考えております。

それでは議案書を朗読致します。

議案第2号：安堵町ふるさと寄附金条例の制定について

安堵町ふるさと寄附金条例を別紙のとおり提出する。

平成20年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

安堵町ふるさと寄附金条例

(目的)

第1条 この条例は、安堵町を愛する人々から寄附金を募り、安堵町の文化を後世に伝承するための事業、安堵町の福祉の推進発展のための事業及びその他安堵町が行う事業の財源として活用し、『町民文化を誇るまち』をテーマに、文化・福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条に規定するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 文化振興事業
- (2) 地域福祉事業
- (3) その他の事業

(基金の設置)

第3条 前条の事業に充てるために寄附者から収受した寄附金を適正に管理運営するため、安堵町ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金への積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、第1条の規定により寄附された寄附金の額
(基金の管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の収益処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第7条 町長は、第2条に規定する事業の実施に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。ただし、処分に当たっては寄附者の目的が反映されるよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第8条 町長は、毎年度終了後にこの条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

町長（島田悠紀夫） 議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 1号議案、人事案件でございますが、この案件につきまして文教厚生委員会に付託するということでございます。そうすれば折角の文教厚生委員会でございますので、議案第2号から日程22号までの間で、過日総務産業建設

委員会で御審議願いました日程 9 号、日程 22 号を除く他の案件につきまして全て文教厚生委員会に関連するものが多々ありますので、是非この際人事案件と同様委員会付託して御審議願いたい。綿密な御審議・御協議を願いたい。是非付託していただきますように私の方からお願い致します。

議長（吉田宏至） 議案、順番にちょっと…。

町長（島田悠紀夫） 日程第 3 号の人事案件、教育委員会に対する任命の人事案件でございます。これが文教厚生委員会に付託されるということでございますので、それ以下の日程の中で、日程 9 の平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計、これは文教厚生には関係ないと思います。そして日程第 22 の土地開発公社の決算報告について、これも文教とはあまり深い関係は無いと思います。それ以外につきましては文教厚生委員会に関連するのは多々あります。特に福祉関係が多くありますので、折角委員会付託して委員会で御審議願うのであれば、この 2 日程を除きまして他の案件も全て文教厚生委員会付託され、綿密にまた御審議願えればありがたいなとかように思います。

議長（吉田宏至） ただいま町長の補足事項と致しまして、日程第 9 の議案第 7 号と、日程第 22 の報告第 3 号ですか。これ以外について常任委員会に付託するということで、お諮りしてくれということでございますので、皆様方にお諮りしたいと思います。

議長（吉田宏至） 委員会の方へ付託するという事の方、賛成お願い致します。
委員会の方へ付託するという形で賛成の方。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 4 名でございます。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 田中です。

町長言われましたけども、決算委員会等の関係ではどんな関係ではどんなふうなんですかね。ちょっとその辺がよく提案が分からなかったんですけども。特別委員会、一般会計両方とも決算委員会やりますよね。だいたいそこに網羅されて

くるというふうに私は思うんですけども、それを除くとそんなに議案が無いような気がしますけども、その辺ちょっと整理していただければありがたいかなというふうに思います。

議長（吉田宏至） その分としては付託する予定しております。

7 番（松本正弘） 休憩願います。

議長（吉田宏至） それではちょっとここで休憩に入ります。

次の再開は。

4 番（森田 瞳） 今審議されておる一番、このふるさと寄附金条例の制定についての途中ですやろ。

この件に関しましても、今、アレですか。これをまだ。

議長（吉田宏至） 途中と言うことでございますので、議案第 2 号については、終結させていただきたいと思います。

町長（島田悠紀夫） これも委員会付託してくれたらいいねん。

議長（吉田宏至） 2 号も含めてということですね、町長。

町長（島田悠紀夫） 全て。

5 番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 今のね、町長の提案の意味で、非常に分かりにくいので、どの案件を付託するのかというものを、一旦休憩して整理してそれでやらないと、どれがどないなっているのかちょっとよう分からんから。

議長（吉田宏至） ただいま吉田議員の方からそういう形で尋ねられましたので、一応ここで休憩致しまして、検討させていただきたいと思います。

それではただいま 32 分でございますので、45 分から再開致しますので、皆さんよろしくお願い致します。

(休憩)

午前 10 時 32 分

午前 10 時 45 分

(7 番 松本正弘議員退場)

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き再開致します。

先程町長の提案に対し、各議案ごとに付託を確認することとさせていただきます。

議案においては、日程第 4 議案第 2 号から日程第 11 議案第 9 号、そして日程第 12 認定第 1 号から日程第 21 報告第 2 号を各 1 件ずつ付託意見をさせていただき、そして付託するかどうかを挙手によって進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 日程第 4 議案第 2 号：安堵町ふるさと寄附金条例の制定について質疑のある方はお願い致します。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい、森田議員。

4 番（森田 瞳） 理事の方から、先程説明いただきました地方税法上の観点から考えられてのこの条例の制定ということになるわけですが、これは国税の方は対象外になるんですか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 国税も町税も、うちがこれで証明書を寄附していただいたということとを発行することによってそれで控除を受けられると。

4 番（森田 瞳） オッケイと。

理事（北田秀章）　今までは町の方では、赤十字関係のものは法であって、寄附控除を受けられておりましたけども、それが地方の分もいけるとうことで。これからいけると。

4 番（森田　瞳）　はい、わかりました。

議長（吉田宏至）　ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至）　これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至）　これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至）　討論なしと認めます。

4 番（森田　瞳）　議長。

議長（吉田宏至）　はい。

4 番（森田　瞳）　このふるさと寄附金条例の制定については、文教厚生常任委員会で付託するということについて、たまたま急にちょっとこういう話になったわけなんですけども、付託する委員会として文教がいいのか、それとも総務がいいのか。その辺のお考えはございますか。

町長（島田悠紀夫）　議長。

議長（吉田宏至）　はい、町長。

町長（島田悠紀夫）　ふるさと寄附基金の方の第 2 条を見てもらったら分かると思うんですけども。文化振興事業というのがあるわけですので、文教厚生に大いに関係あると思うんです。それと総務産業建設委員会においては、これは事前に協議していただいておりますので、それで了解をいただいておりますのでございます。

文教厚生委員会には事前協議も何も要請が無かったものですから、だから第 2 条の文化振興事業に寄附をされた場合はどう対応するのかということを文教厚生委員会の方で検討していただきたい。

議長（吉田宏至） 森田議員よろしいですか。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい、森田議員。

4 番（森田 瞳） であればこのふらと寄附金条例の制定についての常任委員会の付託ということにつきましては、私文教厚生委員長の見場と致しましても、何らこの委員会に付託する理由はないという判断を致しますので、そういう考えをお示し致します。

議長（吉田宏至） そしたら議案第 2 号におきまして、文教厚生常任委員会に付託することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手一人ですので、否決とさせていただきます。

（「否決じゃないやろ」との声あり）

議長（吉田宏至） 付託することをなしということでございます。
しないということでございます。

2 番（山岡 敏） 議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） 今、厚生委員長がおっしゃったようにこの場でそういう審議する形を採っていただきたいと。結局、文教厚生に付託しないわけでしょ。そうするとこの場で結論出していただきたいと。

議長（吉田宏至） 今、付託しないという形で結論。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉田議員。

5 番（吉田忠世） 要するに一つの案件これ終わりましたけども、この第 4 号議案、これについての採決をせないかんとします。

町長（島田悠紀夫） 議長。

議長（吉田宏至） 町長。

町長（島田悠紀夫） 文教厚生委員会で審議する必要ないということでございますけども、文教厚生委員会は何をするところですか。文化関係は全然関係ないんですか。

今後においてもそのような方向でやっていいわけですか。審議の対象には。何をもって文教厚生委員会の審議だけをするのか。文化振興については全然関係ないとおっしゃるんですかな。文教厚生委員長は。そしたら今後文教厚生委員会は何をもって審議し、どういう関連だけを審議されるのかここでははっきりと説明されたい。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 何から何まで文教厚生委員会に付託をすべきでことでないということとは私決して申ししておりません。ふるさとの寄附金条例の制定についても非常に大事なことでございます。先程町長の方から説明ございましたように事前に総務建設常任委員会の方へは協議をされておるわけなんです。だからその方で協議をされておるということにつきましても、やはり重視をしなければいけない。ましてや、この条例等につきまして内容等を今説明を受けたことにつきまして、十二分これで私は理解できるものということでこの案件に対しては付託すべきことではないのかなという意見でございます。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 今聞かせてもらっているのはそういうことじゃないんです。今後文教厚生委員会はどんな案件のみを審議するのかということをここでははっきりとさせていただきたい。私の方もそれによって提案の仕方も考えなければいけない。文教厚生常任委員会は何をする委員会かということをこの際ははっきりここで説明させていただきたい。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 今、町長からのこれからという話が出てまいりましたが。これからのについてはその都度議会において選別し、この案件の処理を諮っていくということになると思います。これからのやつを全てひっくるめてこうやるんだというんじゃないに、やはりその案件ごとにこれが付託すべきことかどうかということとは議会が決めることでございますので、必要ないと思います。

議長（吉田宏至） 今、吉田忠世議員の方から発言がありましたように、全ての提案に付託するという事でよろしいでしょうか。

議長（吉田宏至） することですか。することないですか。

5 番（吉田忠世） いや今、町長がこれからのやつをどうするんだという全体的に御提案ありましたので、それは今後、その案件が出てきた中身においてそれは議会がどう判断するかということであって、このことが一事が万事というわけにはいかないとこういうふうに申し上げたわけです。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 今、おっしゃっているとおりだと思うんです。先程の人事案件の 1 号議案につきまして、じゃあ、その部分は付託されたんですけども、出した側としてどういう重要性、付託に値するとか、その辺が先程の分では見えてなかったということで、今後うちとしても、じゃあその辺でどういう出し方するかということをつかれないと。いうことでございます。先程の付託については、議長の方から、はなから付託にしていいたことの次第であったと。誰かが本来は「議会の方から議員さんの方から動議でこれについては。」というのが今までの流れでなかったかなというその辺の認識違いで内の方行政として今後どうしたらいいかという辺のことと。

（4 番、森田議員と 5 番、吉田議員、同時に挙手）

議長（吉田宏至） はい、森田

5 番（吉田忠世） 文教厚生の話で、

議長（吉田宏至） ちょっと。

5 番（吉田忠世） 私が申し上げることではないと思いますけれども。

出し方は別に変わってくるものじゃないと思います。要するにそれが提案をされて、それで議運の方で仕分けをして、それでこれを付託するのかどうかというのを決めて行くわけですから、理事側から提案された中身においてどう判断するかということであってね、これが付託されるから中身が変わるという問題ではないと思うんですよ。それは普通で良いと思います。

4 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 先程理事のお話にありましたようにね。最初のちょっとつまずきが。

私はちょっと議長のその運びの中で抜けとったんじゃないかと思うのは、この議案第 1 号の任命につきの同意を求めることについて議会の運営委員会の中ではそうした方向で、要するに付託していただくという運営委員会の話でおいたわけなんです。で、運営委員会でそうなって今日の全体協議会の方でもそういう方向で行くということ議長おっしゃいました。そらそんでいい。ただ本会議に臨んでは、この案件に入った説明の後にですね、この文教の委員会に付託することについての同意を得ていただかないかん。これが私は抜けてたと。私は先程協議会のときに言うてたでしょ。これどういう運びにするんですかと聞いたときに、私の方から先回の議運の方を尊重して皆さんにそう報告致しますと、付託するという旨を報告致しますということで、この時に皆さんに賛同を得ていないわけなんです。

（「得た」という声あり）

挙手求めている。

だからそのところでね、この第 1 号の中でそういう方向で行ったもんやから以後の部分についていろいろ誤解を生じるような展開になってきたと私は思うんです。ですので、これから今後のね文教にしろ総務委員会の常任委員会にしろね、これをやはり議会運営委員会というその事前の行政側からの説明もあるわけなん

です。その中で運営委員会には各常任委員会の委員長、副委員長も委員として入っておりますので、そのとこで議会の運営委員会の中で本会議にどう望みますかとしっかりとそこで決めてですね、本会議に臨んで行くという方針を採れば各案件ごとにですね議運の方で説明を行政側からいただいた中で、議会の我々が判断していったらいいべきものと私はそう思うんです。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 今、森田議員のおっしゃられたことで一部訂正しておいていただきたい。

この「付託することに御異議ございませんか。異議なし」ということで整理されてますからね、これは同意されてないというんじゃないしに、既にもう同意し次の議題に移ってるわけですからね。

ちょっと森田議員の発言は、ちょっとおかしいんじゃないかと。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） そのとおりで、こちらがちょっと言うてるのは通常議場の進行の中で説明させてもろて、本来おっしゃってる議運の中、また、全員協議会でそれぞれ議員さんでは了解されている、それはそれでオッケイだということを思うんです。私の方で行政側で提案させてもろて、今回は議長が、はなからこれについては付託すると、文教厚生委員会に付託してよろしいですかという話に入られたので、じゃあ、今後においてもそういう形でいかれたら全てがそういう形で諮っていくんですかということを町長は聞いていると思うんです。本来は、多分本会議の中としては本会議の誰か常任委員会の誰かがこの案件については、こういう重要性があるので本会議以外に日を改めてという動議が必要じゃないのかなと、でそれを本来諮ってもらわなければならないのかなと。ほんでこっちはそうですかとそれで行けるんじゃないかなと、その辺が今回チグハグになったんで、うちも動揺してるわけですね。行政として。

私も両方出ますので、議運も出ますので意味は分かります。ただ本会議の中でのやりとりってそうじゃないかなというところで、そうしないとうちが提案するとその都度議長の方から動議がなくてじゃあこれは付託していきますというのと、本来のやつが案件全てがそうするのかということが町長先程聞いていた分や

ということで、ちょっと御理解いただけたらなと。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 今の話はちょっとおかしいので、既にそれは御承知のように、付託するということになってたわけですから、そのことによってほんなんやったら案件が変わってきたのかどうか。中身というのは、その事柄について提案されているわけですから、その中身において付託された委員会でどのような議論がされるのかというのはそれは未知数ですけども。提案される側においては、そのことによって付託するから案件が変わってくるという問題じゃないでしょ。だからそのことについては特に問題は無いんじゃないかなと私は思います。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 吉田議員のおっしゃっている意味は分かるわけなんですけども。案件外の問題が文教厚生に関連するものが、議会以外の問題にもあるわけです。その場合は職員の判断で良いわけですか。開く、開かないというのは。だから文教厚生委員会に審議していただくのは議会だけじゃなしに、議会関連外もあるわけですので、そういう面も含めてどれをどういう格好で委員会で諮ったらいのかということをお聞きしたいのです。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 議会以外にあるという話ですけども。それはどういう意味で出てくるのか。要するにこの中で提示されていないものを議会で判断するわけにいかんわけですから。だからすべからく提案された中身を議論するわけです。ですから、これからその他の案件においてそういったものがあるけども、それは議会で正しく説明し、資料をいただいて判断すべきものでありますので、何かわからんようなこと他にあるとかいうのはこれはちょっと我々も判断のしようがございません。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） どの範囲までを文教厚生委員会の方で審議対象にしたら良いのかということ。吉田議員がおっしゃってるのはわかってるんですけど、委員長の方からどの範囲までを委員会にかけるとか、また、委員会外でやったらいいのかと、職員の判断でやったらいいのかということを決めておいていただきたい。

4 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） どの範囲まで付託に及ぶかということについては、これはやはり今すぐこれは範囲を申せというのは、これなかなか難しい問題が私は生じてくると。ただね、私ちょっと聞き及んでおることにつきましては、本会議の開催前にですね、総務産業建設常任委員会でもって二、三件の案件の中での審議をされているわけなんです。これの方の案件をされておるこの要するに招集についてですね、どちらの方から招集の依頼されたんですか。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 総務産業建設委員会は、委員長さんの方からの要請でございました。

4 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 委員長からの招集があったということは、事前に案件の内容について担当課長なり担当理事なりが相談行ってるわけでしょ。御相談されてるわけでしょ。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） これは恒例としていつも委員長から事前の協議をされたいということでもありますので、うちの方は、総務産業建設委員会については、恒例としていつもその都度やっています。また、それ以外にも必要に応じて委員長の要請に応じて開催を致しております。文教からは、その話は聞いておりません。

4 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） いろいろと恒例のこともあるでしょうし、たまたま今回の本会議以前に文教の委員長通じて、こういうこと協議したいというような申し入れは何もございませんでした。しかるに、今度こうしたことでどこまでの提案になるかと、付託の案件になるかということにつきまして、あまり議会と行政の中でですね、私は今後ぎくしゃくするようなことは避けて行きたいと、また、避けなければならない。車の両輪のごとくやはり議会は一步下がって二歩下がらずという考えの下でもって行政と一致団結しながら、協力しながらですね、事を案件を進めていけたらどうかという思いも致します。

以上です。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 要件に応じてうんぬんということじゃなしに、今後の対応をどうするかということをこの際、ここの議会で決めていただきたいと。でないと職員の方がどうしたらいいのかということになって行って、その都度委員長等に連絡し協議しなければいけないのか。うちの方はそれはやぶさかではないわけですが、どの範囲をもって協議を委員長宛にしに行ったらいいのかということをこの際ここで決めといていただきたいと。

4 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 何度も繰り返すようでございますけども、その辺の要するに付託す

るしないということの最終的な判断というのは議会の運営委員会等でもってですね全員の話を聞きながら判断をしていけばそれでいいんじゃないかなとかように思います。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 今後においては、運営委員会の方へはうちの職員の招集をしていただけるということですか。そうじゃなかったらその都度行政は議会の方から連絡があるということですか。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） この問題ね、いろいろ裏の事情もこれありで、こんなこと本会議でね長々やる問題じゃないと思います。とにかくこれからの問題はこれから出てきた案件についてどう対処するかということをはっきりしておいたらそれで良いわけであって、案件によってそれが付託されるから対応方を変えないかんという問題じゃないと思います。したがってこの問題はここで終止を打ってください。ほんで議事を進行してください。

議長（吉田宏至） ということで、吉田忠世議員の発言がありました。このまま付託するということで進めさせていただいて良いのか。あるいはこのまま進めさせていただいて良いのか。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい。

4 番（森田 瞳） 今の吉田議員の発言全然聞いたらへんやん。もうここで一応終止符をして次の案件に進んでほしいということでおっしゃってるねんから進めてください。

議長（吉田宏至） この件につきましては後日また全員協議会で協議させていただきま

続いて議案を進めさせていただきます。

先程 2 号の引き続きなんですけども、議案 2 号を文教厚生常任委員会に付託することは否決されましたので本会議で審議させていただきます。

それでよろしいですか。森田議員。

(「はい、よろしい」との声あり)

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 2 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 2 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 5 議案第 3 号：「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の制定について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは議案第 3 号，安堵町議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の制定について御説明致します。

地方自治法の一部を改正する法律が平成 20 年 6 月 18 日に公布されております。その中で議会議員の報酬の支給方法等に関する事項と致しまして、他の行政委員会の委員等と分離して規定するということが改正されております。また、報酬を

議員報酬に名称変更するということが改められました。議員報酬の金額等においての変更はございません。なお、法の公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において施行するということになっておるため、本条例を制定するものでございます。それでは議案書を朗読致します。

議案第3号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の制定について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成20年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

目的

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

議員報酬

第2条 議員報酬の額は次のとおりとする。

議長 月額30万5千円

副議長 月額26万円

議員 月額25万円

第3条 議員報酬は議長及び副議長にあつては選挙された日から、議員にあつてはその職に就いた日からそれぞれ支給する。

2 日を同じくして職に異動を生じたときは前項の規定に関わらず異動があったその日の翌日から新たに職に対する議員報酬を支給する。

第4条 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡、解散等によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給する。

第5条 前2条の規定により議員報酬を支給する場合において、日割り計算を必要とするときはその月の現日数を基礎として計算する。

2 1年を通じて全くその職務に従事しない者に対しては、議員報酬を支給せず、又は既に支給した議員報酬の全部又は一部を還付させることができる。

費用弁償

第6条 議員が公務のため旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。

3 前項に定めるものの他、旅費の支給方法等については一般職の職員に支給する旅費の例による。

期末手当

第7条 期末手当は6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職するものに支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は前項の基準日、現在における議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の10を乗じて得た額の合計額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年10月安堵村条例第3号）第15条第2項中、100分の140とあるのは100分の160と、100分の160とあるのは100分の175とする。

委任

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

別表

区分 鉄道賃及び船賃 金額 一般職の職員と同額

車賃 1kmにつき 37円

日当 1日につき 3千円

宿泊料 1夜につき 甲地方 1,4800円

乙地方 13,300円

備考は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第3号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第6 議案第4号：「特別職の職員で非常勤のものの報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明致します。

議案書の最後の方にあります新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

ちょっとページを打ってございませんけども申し訳ございません。

これに関しましては先の条例制定によりまして議員報酬と関連する部分を削除し、それにより条文及び別表の番号を整備するものでございます。まず新旧対照表の方で表題の方でございます。表題から期末手当を削除致しております。そして現行の方でございます。第5条と期末手当及び第6条の規則への委任、これをまず削除致しまして、改正案で第5条として委任として繰り上げております。そして、表でございます。別表でございますけども、今までは現行においては1列に入っておりました。議会議員の。それを削除したことによります他の行の繰り上げ。それぞれ番号を一つずつ上げたということでございます。

なお、これにつきますの施行日は公布の日から施行し、平成20年9月1日から先程の条例と同じ9月1日から適用ということになっております。それでは議案書を朗読致します。

議案第4号：特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

特別職の報酬で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和43年3月）安堵村条例第2号の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成20年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

本文につきましては、先程新旧対照表で説明させていただいてますので省略させていただきますと思います。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（山岡 敏） はい。

議長（吉田宏至） はい、山岡議員。

2 番（山岡 敏） 2 番山岡ですが。今までは規則で 6 条ですね。規則で定めてたやつをなくして、今度は町長が別に定めると。

理事（北田秀章） 定めると。はい、そうです。

2 番（山岡 敏） その別に定めるというのは、どこへ定めるわけですか。

理事（北田秀章） 今のところはないんですけど、町長で。
議長。

議長（吉田宏至） はい。

理事（北田秀章） 別に定めるとは他の方をもってそれでまた定めて行くということですよ。規則的には今のところございません。

2 番（山岡 敏） はい。

議長（吉田宏至） 山岡議員よろしいですか。

2 番（山岡 敏） はい、結構です。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第4号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第7 議案第5号：「安堵町特別職報酬審議会条例の一部改正について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第5号、安堵町特別職報酬審議会条例の一部改正について御説明致します。議案書、これも最後の方でございます新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条におきまして、これも先程の改正と同じく議員の報酬が議員報酬と名称変更されたことに伴います文言整備でございます。

以上でございます。これも条例の施行につきましては公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用ということでございます。

以上でございます。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 5 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第 5 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 8 議案第 6 号：「平成 20 年度安堵町一般会計補正予算について（補正第 2 号）」を議題と致します。
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 6 号，平成 20 年度安堵町一般会計補正予算第 2 号について御説明致します。

予算書 7 ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出補正額 331 万 3 千円の増額補正でございます。補正内容でございますけれども、まず総務費の財産管理費でございます。本庁舎の空調関係でございますけれども、設置から 15 年が経過し相当の故障が度々出ております。その都度修理を行っておりますが、当初予算以上の不測の故障箇所が出てまいりました。今回 4 箇所の空調修理費として 60 万円を補正致したいと。

次に税務の賦課徴収費においてでございます。平成 21 年 1 月から公的年金支

払報告書の電子化が実施されることになっております。同年 10 月から住民税を公的年金から徴収する特別徴収が始まります。これに伴いまして地方税の電子化協議会が年金支払者と市町村との間を経由機関として電子データエルタックスシステムと言うんでございますけども、この電子データにより受け渡し業務を行うこととなっております。このエルタックスシステムの使用整備に当たりまして必要な経費としまして節の委託料、また、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金のこの 3 節合わせました額 1,339 万 3 千円を増額補正するものです。

同じく次の下の節でございますけども、償還金利子及び割引料において税源移譲されたことによります所得変動の特例措置ということで、これが発生する場合還付金を当初予算において 1,979 万 1 千円を計上致しておりましたが、6 月以降の課税データの算出結果において還付の該当者が当初予定より減少したこと、これによりましてマイナス 1,074 万 7 千円減額補正と致します。

次に下の方の下段です。民生費でございます。介護保険事業費であります、介護保険特別会計においての繰出金ということで不足額が生じておる分 11 万 7 千円を補正ということでございます。そして繰出し分でございます。次の 8 ページをお願いします。同じく民生費で総合センター管理運営費においてでございます。日新湯の冷温水発生空調機のコンプレッサーでございます。これが今のところ応急処置で賄っているものの、冬場の高温な風呂の温度には達しないということで、冬に備え今から取り替える必要がございます。これの工事費として 155 万円の増額補正。

そして最後に土木費でございます。土木費の下水道費におきまして下水道事業特別会計への繰出金の減額補正でございます。マイナス 220 万円の減額補正ということでございます。

ちょっと戻っていただきまして歳出でございます。6 ページをお願い致します。6 ページ歳入でございます。県支出金の総務委託金で先程説明致しました還付金の減額に伴いまして、県民税の徴収も額も減ってくるということで、個人県民税徴収取扱費交付金これが 418 万円の減額補正になると。そして、残りを繰入金において 749 万 3 千円を補正致しました。

以上でございます。それでは議案書を朗読致します。

議案第 6 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

1 ページをお願い致します。

議案第 6 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 2 条）

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 331 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 5,281 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 9 月 9 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 14. 県支出金、項 3. 委託金

補正前の額 2,645 万 6 千円、補正額マイナス 418 万円、計 2,227 万 6 千円。

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 1 億 5,558 万 3 千円、補正額 749 万 3 千円、計 1 億 6,307 万 6 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 4,950 万 5 千円、補正額 331 万 3 千円、計 27 億 5,281 万 8 千円。

3 ページ、歳出

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2 億 4,879 万 6 千円、補正額 60 万円、計 2 億 4,939 万 6 千円。

項 2. 徴税費

補正前の額 7,373 万 5 千円、補正額 324 万 6 千円、計 7,698 万 1 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 2,659 万 7 千円、補正額 11 万 7 千円、計 4 億 2,671 万 4 千円。

項 3. 人権対策費

補正前の額 5,132 万 8 千円、補正額 155 万円、計 5,287 万 8 千円。

款 8. 土木費、項 3. 都市計画費

補正前の額 1 億 2,559 万 4 千円、補正額マイナス 220 万円、計 1 億 2,339 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 4,950 万 5 千円、補正額 331 万 3 千円、計 27 億 5,281 万 8 千円。

4 ページの事項別明細については省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 6 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 9 議案第 7 号：「平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について（補正第 1 号）」を議題と致します。
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第 7 号，平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について御説明させていただきます。

議案書 7 ページを御覧ください。

今回の補正は当初予算におきまして公共下水道事業費に対する起債借入額が 1 億 5,600 万円でありましたが、140 万円の増額の 1 億 5,740 万円に。また、資本費平準化債が 1,460 万円でありましたが、80 万円増額の 1,540 万円まで今回認められましたので増額致します。一般会計繰入金につきましては、起債額の増額によりまして 220 万円を減額する財源更正であります。したがって歳入歳出予

算の総額につきましては増減ございません。それでは議案第 7 号を朗読させていただきます。

議案第 7 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、1 ページをお願いします。

議案第 7 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は「第二表地方債補正」による。

平成 20 年 9 月 9 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして 2 ページをお願いします。

第一表歳入歳出予算の補正

歳入

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 1 億 1,828 万円、補正額マイナス 220 万円、計 1 億 1,608 万円。

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 7,060 万円、補正額 220 万円、計 1 億 7,280 万円。

歳入合計

補正前の額 4 億 3,800 万円、補正額 0 円、計 4 億 3,800 万円。

続きまして 3 ページ、歳出をお願いします。

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 1 億 1,559 万 9 千円、補正額 0 円、計 1 億 1,559 万 9 千円。

歳出合計

補正前の額 4 億 3,800 万円、補正額 0 円、計 4 億 3,800 万円。

続きまして 4 ページをお願いします。

第二表地方債補正

起債の目的 公共下水道事業

補正前の限度額 2,000 万円、補正後の限度額 2,140 万円。

資本費平準化

補正前の限度額 1,460 万円、補正後の限度額 1,540 万円。

計、補正前の限度額 3,460 万円、補正後の限度額 3,680 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前、補正後とも変更
ございません。

5 ページ以降の事項別明細につきましては、省略させていただきます。

よろしく御審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 7 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 7 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 10 議案第 8 号：「平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保
険事業勘定）補正予算について（補正第 1 号）」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） それでは議案第 8 号、平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算について説明させていただきます。

6 ページから 7 ページをお願い致します。

平成 19 年度に概算交付を受けておりました国庫負担金、それから支払基金交付金、県負担金について平成 19 年度の実績保険給付費並びに地域支援事業実績に基づいて精算致しましたところ、国庫負担金それから国庫補助金、県負担金等で計 173 万 4 千円、その他事務費に係る国庫補助についても 11 万 7 千円合わせて 185 万 1 千円返還する必要性が生じました。7 ページの一番下の表にあります、款 8. 諸支出金の額でございます。逆に支払基金交付金からは 14 万 9 千円、6 ページの歳入の一番上の表にあります。これが追加交付を受けることになりました。それに伴う精算差引差額 170 万 2 千円の内、事務費分 11 万 7 千円につきましては一般会計からの繰入れ。6 ページの真ん中の表、款 9. 繰入金でございます。11 万 7 千円につきましては一般会計からの繰入れを行い、残りの 158 万 5 千円につきましては繰越金から。つまり平成 19 年度安堵町介護保険特別会計保険事業決算の結果 610 万 6 千円の剰余金が発生しましたので、これを 20 年度に繰越しするというのが 6 ページ一番下の表の繰越金の額でございますが、先程の追加交付金で不足する残りの返還金 158 万 5 千円の償還財源と致しましてこれを充てまして、残りの余りですね、452 万 1 千円につきましては 7 ページの上の表になりますが、介護保険財政の健全な運営に資するため安堵町介護給付費準備基金の設置・管理及び処分に関する条例第 2 条に基づきまして介護給付費準備基金に積み立てたく、歳入歳出それぞれ 637 万 2 千円の増額補正を提案させていただくものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 8 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

1 ページをお願い致します。

議案第 8 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（保険事業勘定）

平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 637 万 2 千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,837 万 2 千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 9 月 9 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

2 ページお願い致します。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 5. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 1 億 3,077 万 5 千円、補正額 14 万 9 千円、計 1 億 3,092 万 4 千円。

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 6,396 万 5 千円、補正額 11 万 7 千円、計 6,408 万 2 千円。

款 10. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 1 千円、補正額 610 万 6 千円、計 610 万 7 千円。

歳入合計

補正前の額 4 億 4,200 万円、補正額 637 万 2 千円、計 4 億 4,837 万 2 千円。

3 ページ歳出お願い致します。

歳出

款 4. 基金積立金、項 1. 基金積立金

補正前の額 3 万円、補正額 452 万 1 千円、計 455 万 1 千円。

款 8. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 28 万 6 千円、補正額 185 万 1 千円、計 213 万 7 千円。

歳出合計

補正前の額 4 億 4,200 万円、補正額 637 万 2 千円、計 4 億 4,837 万 2 千円。

4 ページ以降につきましては先程の説明と重複しますので省略させていただきます。御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 8 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 8 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 11 議案第 9 号：「平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算について（補正第 1 号）」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 議案第 9 号の提案理由。平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明させていただきます。

概略と致しまして本年度 4 月から後期高齢者、医療長寿医療制度でございますがスタートしております。施行状況等を踏まえ世論等の苦情により政府与党は高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、高齢者の置かれている状況に充分配慮し、きめ細やかな措置を講ずるべく負担の軽減等見直す施策を 6 月 12 日に政府決定されまして、新聞報道、また、政府広報誌折り込み、テレビ報道等されております。町と致しましては広報、また、該当者につきましては、周知の啓発を行いました。

高齢者の保険料を経過的に軽減対策を講じるため政府与党の責任において適切に対処され、平成 20 年度特別調整交付金改正省令第 6 条、第 7 条でございます。その交付金基準に基づきまして、安堵町後期高齢者医療特別会計において交付金 33 万 1 千円の歳入増額をいただき補正しております。その対応と致しまして市町村の窓口端末の増設、それとシステム改修経費 33 万 1 千円の細節増額を補正するものでございます。それによりまして補正後の歳入歳出総額は 7,433 万 1 千円となります。これを今回議案提案させていただきました。それでは議案書によって説明させていただきます。

それでは御手元の資料の 6 ページでございます。

歳入の部で款 7. 広域連合交付金、項 1. 広域連合交付金、目 1. 広域連合交付金と致しまして、補正前の額 0 円で補正額 33 万 1 千円が追加交付されるということで歳入が受けます。

それから 7 ページの下段の方でございます。

歳出の部で款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費。

補正前の額 47 万 6 千円、補正額 33 万 1 千円、計 80 万 7 千円で内容につきましては先程言いましたパソコン端末機の増設とシステムを改修備品購入費でございます。それでは前の方に戻りまして 2 ページの方をお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款 7. 広域連合交付金、項 1. 広域連合交付金

補正前の額 0 円、補正額 33 万 1 千円、計 33 万 1 千円。

それによって歳入合計

補正前の額 7,400 万円、補正額 33 万 1 千円、計 7,433 万 1 千円。

次のページ 3 ページ下段の方でございます。

歳出の部でございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 47 万 6 千円、補正額 33 万 1 千円、計 80 万 7 千円で、款の方に戻りまして歳出合計

補正前の額 7,400 万円、補正額 33 万 1 千円、計 7,433 万 1 千円の補正でございます。

それでは御手元の資料の前の方の議案書を朗読させていただきます。

議案第 9 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,433 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 9 月 9 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第9号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 只今正午をまわりました。ここで一旦休憩に入ります。
只今12時01分です。
次の再開は、13時30分まで休憩いたします。
13時30分から再開させていただきます。
よろしくお願い致します。

（休憩）

午前12時01分

午後1時30分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き再開致します。

議長（吉田宏至） お諮りします。

日程第 12 認定第 1 号：「平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 13 認定第 2 号：「平成 19 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 14 認定第 3 号：「平成 19 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 15 認定第 4 号：「平成 19 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 16 認定第 5 号：「平成 19 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 17 認定第 6 号：「平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

日程第 18 認定第 7 号：「平成 19 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

日程第 19 認定第 8 号：「平成 19 年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

議長（吉田宏至） 以上、8 議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。
よって一括議題と致します。

議長（吉田宏至） 本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは平成 19 年度各会計の決算について御説明致します。

平成 19 年度予算方針に沿って執行し、本年 5 月末日の出納閉鎖を向かえその後決算作業を行い、7 月 22、23 日の両日において行われました監査委員お二人による決算監査を経て、本 9 月議会に安堵町歳入歳出決算の認定をお願いするべく上程するものでございます。

認定書の朗読をさせていただきます。決算書に付いておる一番頭の部分でございます。

認定第 1 号から第 7 号平成 19 年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 19 年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し認定を求める。

1. 平成 19 年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第 1 号：一般会計歳入歳出決算

認定第 2 号：国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第 3 号：老人保健特別会計歳入歳出決算

認定第 4 号：住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第 5 号：下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第 6 号：介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第 7 号：介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算

2. 平成 19 年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書。

3. 町長審査意見書及び監査委員審査意見書

4. 主要な施策の成果

平成 20 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

決算書 1 ページをお願い致します。

平成 19 年度安堵町一般会計・特別会計歳入歳出決算の提出について

平成 19 年度安堵町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を了したので別紙決算書及び決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書、証書類を添え、地方自治法第 233 条第 1 項の規定により提出します。

平成 20 年 7 月 17 日

安堵町会計管理者職務代理者 北田秀章

安堵町長 島田悠紀夫殿

決算書 1 ページをお願い致します。

平成 19 年度安堵町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 19 年度安堵町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を了したので、別紙決算書及び決算事項別明細書、実施収支に関する調書並びに財産に関する調書、証書類を添え地方自治法第 233 条第 1 項の規定により提出します。

平成 20 年 7 月 17 日

安堵町会計管理者職務代理者 北田秀章

安堵町長 島田悠紀夫殿

町長の意見書でございます。

地方自治法第 233 条第 1 項の規定により平成 19 年度安堵町一般会計・特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者職務代理者より提出されたので、

審査した結果、地方自治法その他関係法規に背戻した点を認めず、なお本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿及び証書類に符合しており、確実なるものと信じます。

よって同条第 2 項の規定により監査委員の審査に付したところ、別紙審査意見がありました。

よって認定せられんことを望みます。

平成 20 年 9 月 9 日

安堵町長 島田悠紀夫

次に 6 ページをお願い致します。

会計別の決算総括表でございます。それぞれの決算額を申し上げます。

一般会計、決算額でございます。

歳入 28 億 3,301 万 9,123 円、歳出 27 億 1,325 万 8,680 円、歳入歳出の差引残高 1 億 1,976 万 443 円うち 360 万円は繰越明許費として翌年度へ繰り越し致しております。実質分と致しまして 1 億 1,616 万 443 円。

国民健康保険特別会計

歳入 8 億 863 万 7,246 円、歳出 7 億 7,267 万 1,452 円、差引残高 3,596 万 5,794 円翌年度へ繰り越します。

老人保健特別会計

歳入 7 億 1,753 万 4,962 円、歳出 7 億 3,444 万 7,317 円、歳入歳出差引残高マイナス 1,691 万 2,355 円。これは翌年度繰上充用金をもって 6 月に補てんさせていただいております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入 267 万 405 円、歳出 1,729 万 132 円、差引残高マイナス 1,461 万 9,727 円。これも翌年度繰上充用金をもって補てんさせていただいております。

下水道事業特別会計

歳入 5 億 8,400 万 1,917 円、歳出も同額でございます。差引残高 0 でございます。

介護保険特別会計（保険事業勘定）分

歳入 4 億 4,928 万 5,637 円、歳出 4 億 4,317 万 9,646 円、差引残高 610 万 5,991 円。翌年度へ繰り越し致しております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）分

歳入 901 万 7,634 円、歳出も同額でございます。差し引き 0 でございます。

以上が特別会計でございます。続きまして、水道事業会計決算書認定 8 号でございます。御覧いただきたいと思います。

決算書 9 ページをお願いしたいと思います。9 ページでございます。

認定第 8 号の 9 ページをお願い致します。中ほどにあります経理状況、中ほど経理状況でございます。

事業収益で 1 億 6,439 万 5,131 円そして事業費用経費と致しましては 1 億 5,336

万 2,229 円、差引きで収支差引が 1,103 万 2,902 円これは黒字ということになっております。これが水道分でございます。

以上 19 年度一般会計また各特別会計及び水道事業会計の決算でございます。御審議の程お願いしたいと思います。

議長（吉田宏至） これより認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 議案について、総括質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑ないですか。

議長（吉田宏至） 総括質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） 続きまして安井 修監査委員の決算審査報告を求めます。

監査委員（安井 修） はい、議長。

（安井 監査委員 登壇）

監査委員（安井 修） 1 番、安井修でございます。

監査委員 2 名を代表致しまして、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 19 年度安堵町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告致します。

審査の対象となりましたのは、平成 19 年度安堵町一般会計歳入歳出決算書、平成 19 年度安堵町特別会計〔国民健康保険、老人保健、住宅新築資金等貸付事業、下水道事業、介護保険（保険事業勘定、介護サービス事業勘定）〕各歳入歳出決算書、平成 19 年度安堵町各会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類等であります。

平成 20 年 7 月 22 日から 23 日の 2 日間にわたり、町長から提出されました各書類が、地方自治法、安堵町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか主眼をおき、関係者の説明聴取により実施致しました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書については、それぞれ作成の基本となる予算書、歳入簿、歳出簿、基金台帳、出資金及び出捐金台帳、預金証書などの諸帳簿や証拠書類と照合精査したところ、関係諸法令に準拠して適正に調整され、記帳や計算にも誤りなく正確に処理されていることを確認致しました。

総括意見としましては、景気の先行きが不透明なうえ三位一体の改革が道半ばにあり、税収の伸びが見込めないだけでなく地方交付税の動向も定かでないなど、町財政の厳しい現状を的確に認識し、従来にまして創意と工夫を凝らして各種の事業を効率的・効果的に執行するなど、住民サービスの低下を招かないよう努めることが肝要といえます。

同時に町税をはじめ各種使用料の滞納・未納の縮減解消に努められ、調定した歳入を確実に収入することが大切であります。それを推進する原動力はそれぞれの職制における強い意思と実行力であり、その補完が期待されるのが住民の正しい現状認識であります。

その意味におきましても、住民の理解と協力を得るための方策に一層の工夫を要望するところであります。

次に個別意見であります。

一般会計ですが、平成 19 年度の決算額は、歳入総額 28 億 3,301 万 9,123 円、歳出総額は 27 億 1,325 万 8,680 円であり、前年度に対し歳入は 2 億 4,285 万 671 円（7.9%）の減少、歳出は 2 億 5,994 万 4,466 円（8.7%）の減少となり、実質収支額は 1 億 1,616 万 443 円の黒字となっています。

今後とも地方分権への移行が進んでいく中、財政面については税源移譲など目に見えた改善が当分見込めない状況から、事業の実施にあたっては規模の大小を問わず的確な予算編成を行い、住民のニーズと費用対効果を重視し、事業目的と行政効果が立派に達成されるよう一層の努力を期待致します。

国民健康保険特別会計ですが、平成 19 年度の決算額は歳入総額 8 億 863 万 7,246 円、歳出総額 7 億 7,267 万 1,452 円、実質収支額は 3,596 万 5,794 円の黒字となっていますが、実質その内容におきましては前年度からの繰越金や一般会計からの繰入れに依存している部分が認められました。

このような国民健康保険特別会計の現状をかんがみ、保険加入者を取り巻く生活環境は厳しいところではありますが、健康保険税の滞納の解消に努められるとともに、住民の健全な心身の育成のための環境づくりに積極的に取り組まれることを期待致します。

老人保健特別会計ですが、平成 19 年度の決算額は歳入総額 7 億 1,753 万 4,962 円、歳出総額 7 億 3,444 万 7,317 円、実質収支額 1,691 万 2,355 円の赤字となっています。これを平成 20 年度予算において繰上充用金をもって補てんされています。

今後とも高齢人口が増加していく状況をしっかり見据えて、健康の維持増進と病気の予防のための生活指導、さらには高齢者が生きがいをもてる生活環境づくりに努められるよう強く期待致します。

住宅新築資金等貸付事業特別会計ですが、平成 19 年度の決算額は歳入総額 267 万 405 円、歳出総額 1,729 万 132 円、実質収支額 1,461 万 9,727 円の赤字となっ

ています。これを平成 20 年度予算において繰上充用金をもって補てんされています。

この不足額の原因は、住宅改修資金及び住宅新築資金の貸付金の多額の未回収によるものでありますので、これらの資金の回収にはこれまでにない強力な取り組みにより、確実に成果が得られるよう努力されることを要望致します。

下水道事業特別会計ですが、平成 19 年度の決算額は歳入総額、歳出総額とも 5 億 8,400 万 1,917 円、実質収支額 0 円となっています。

下水道の整備は生活環境の改善はもとより、公共用水域の水質保全にとっても待ち望まれているところでありますので、早期の完成を目指して、なお一層積極的な事業展開されるよう期待いたします。

介護保険特別会計（保険事業勘定）ですが、平成 19 年度の決算額は歳入総額 4 億 4,928 万 5,637 円、歳出総額 4 億 4,317 万 9,646 円、実質収支額 610 万 5,991 円の黒字となっています。

今後、さらに保険利用者の増加が見込まれる状況において、保険料の適正、徹底した徴収の実行とともに、介護サービスの質の低下を招くことのないよう努めていただきたいと思います。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）ですが、平成 19 年度の決算額は歳入総額、歳出総額とも 901 万 7,634 円、実質収支額 0 円となっています。

今後、介護予防サービスの利用者の増加が見込まれますので、利用者その人その人にあった適正なケアプランの作成に努められることを期待致します。

財産の状況についてであります。公有財産では、平成 19 年度決算における土地及び建物の保有面積は、土地 14 万 833 ㎡、建物 5 万 1,861 ㎡で、平成 19 年度における増減はありませんでした。出資金並びに出捐金で平成 19 年 11 月 30 日に王寺周辺広域土地開発公社が解散したため出資金 1 件の 100 万円が減少し、平成 19 年度決算における現在高は 11 件、980 万 5 千円となりました。

行政財産のままとなっております旧役場庁舎跡地及び旧隣保館につきましては、財産処分を含めた有効活用策の検討を行うべきと思われます。

次に物品についてであります。公用車の増減はありませんでした。

今後とも車検及び修繕等の維持管理経費の節減に努められるとともに、その他の動産につきましても法令の定めるところにより適正に管理されるようお願いいたします。

債権では、平成 19 年度決算における住宅新築資金等貸付金につきましては、前年度に比べて 1 件、212 万 8,489 円の減少となりました。

町財政状況が厳しい中、貸付金の回収にはこれまでにない強力な取り組みにより確実に成果が得られるようお願いいたします。

基金ですが、平成 19 年度決算における基金のうち、現金・預金の現在高は 13 億 9,751 万 6,059 円で、前年度に比べ 9,879 万 7,798 円（6.6%）の減少となって

います。各基金では関連する事業の歳入不足に充当するため取り崩しもありましたが、その目的や関連事業の趣旨に即して適切に運用されておりました。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成19年度安堵町水道事業会計決算審査につきまして報告を致します。

審査の対象となりましたのは、平成19年度安堵町水道事業会計決算報告書、損益計算書、余剰金計算書、貸借対照表、事業報告書、収益費用明細書、資本的収入及び支出明細書、企業債明細書、その他の関係書類等であります。

平成20年7月22日に審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、地方公営企業法、地方自治法及び安堵町条例並びに関係諸法令に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに、その運営が適正に行われているかどうかについて審査を実施致しました。

結果につきましては、審査に付された平成19年度安堵町水道事業会計決算書はいずれも、関係諸法令に準拠して作成されており、また、決算書に明示されている金額は諸帳簿と符合致しておりました。

よって平成19年度安堵町水道事業会計決算書は適正に作成されているものと認めるものであります。

総括意見としまして、収益的収支につきましては、営業収益、給水収益、その他営業収益を合わせた事業収益から、人件費、受水費、動力費、企業債利息等を合わせた事業費用を差し引くと黒字になっているものの、給水収益については減少傾向であり厳しいものがあります。

今後は企業としての経済性を発揮し、水道事業の効率的運営と給水サービスの向上に努められるよう期待します。

以上、決算報告とさせていただきます。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

内容が多岐にわたるため、認定第1号は、5名の委員で構成する「一般会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

町長（島田悠紀夫） 議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 従来のように特別委員会設置っていうのは非常にありがたいことなんでございますが、平成19年度決算からは町公共団体の財政の健全化に関する

法律が施行されております。それに伴いまして皆様方には半分ずつということで審議していただくよりも全員で安堵町の財政状況を審議していただき、それで決算の審議をお願いしたいと私の方は思っております。行財政上の処置を請うとともに地方公共団体の財政の健全化を知るという目的で法が設置されたわけですので、是非この際部分的な審議じゃなしに全体、全会計を審議願えればそれによって認定していただければありがたいと思いますので、特別委員会に付託するということじゃなしに、全員で審議していただくようお願いとしておきます。

議長（吉田宏至）　ということで只今町長の意見でございました。

この件に関しては、町長の意見は意見として尊重し、今後議会で議会運営委員会又は全員協議会を通じて調整してまいりたいと思っております。その辺のところ皆様方よろしくお願い致します。

島田町長、それで御了承の程、御理解いただきますようお願い致します。

町長（島田悠紀夫）　この際、新しくそういう形態の方が施行されたのやから、一度安堵町の財政状況を半分ずつ割って審議するのじゃなしに、全員で審議していただいた方が今後のために良いんじゃないかなと私はそう考えておるわけです。議会の運営の問題でございますので、私はあえて多くを言いませんが、もっと財政状況を議員皆様方が周知していただくのが今後のためには一番。安堵町の将来のためには一番良いのじゃないかなと思うところです。特に今、合併問題をやかましい言うておられるようですが、合併問題につきましては、やはり相手方の収支も含めまして安堵町の財政状況も十分に懸案し、その上で審議していただき、また、合併問題を協議していただくとそういう意味におきましては決算認定につきまして半分ずつ割ってするということじゃなしに、議員全員の皆様が周知していただくのが一番ベターでないかなとかように思っております。

議長（吉田宏至）　今言っていた意見も含めて、今後議会の方で調整してまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。今回はこのままで進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至）　先程申し上げましたこの１号は、５名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置させていただき、これに付託して審査してまいりたいと思います。

議長（吉田宏至）　それで異議ありませんか。

異議ございませんか。

今までの通常どおりで進めさせていただきますので。

それで異議ありませんか。

先程私が意見を申し上げました町長の意見は意見として尊重させていただき、また議会の方で検討し調整させていただきます。

今回はこれで通常どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（吉田宏至） それでは。

町長（島田悠紀夫） はい。

合併協議するについては財政状況が一番問題じゃないかなと。議員の皆様方については、先に合併意見書というものを斑鳩に提出されておるということでございますが、それについて「ただ出すだけで」ということじゃなしに、両方の財政状況を十分に把握してからでないと、前向いて進めるということ自体に問題があるんじゃないかなと。将来的な問題を考える場合においては、やはり特にこういう決算状況については全議員が周知していただいて、これによって合併問題等も含めた対応を考えてもらうというのが一番ベターじゃないかなと思います。ただ漠然と「はい。はい。」ということじゃなしに、やはり内容を十分に検討されて審議された上での合併問題であろうかと。安堵町の将来のことを含めてのことでございますので。ただ漠然と「はい、そうですか。」ということじゃなしに御審議願いたいと思います。

議長（吉田宏至） はい、わかりました。

それでは、異議なしという…。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） はい。森田です。

今の町長の方から緊急的なこの特別委員会の設置についての提案をなさっていただいたわけでございますけども。私は同感でございます。やはり、全議員がですね、協議の場の中に入って、そしてまた、二日に跨ろうが、三日に跨ろうが全員一般会計、その後特別会計でもって考えていこうと、こういうのはもちろん当然私は今町長がおっしゃっていただいた意見で賛成でございます。

議長（吉田宏至） 森田議員の意見も含めて調整させていただきます。

5 番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 今、町長から提案されたやつは、初めて出てきたわけでございます。
それについて、既に議会運営委員会、全員協議会でこれの判断はしております
ので、一旦休憩してこの中身について検討したらいかがですか。

議長（吉田宏至） 先程ね、「異議なし」という形で進めさせていただいておるんです。
だからこのまま私としては進めてまいりたいと思います。
その件につきましては、また、後日調整するという事で御理解いただけま
せんでしょうか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） はい、よろしくお願いします。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

認定第2号から第7号までの特別会計決算及び認定第8号：水道事業会計決算
の合わせて7議案を、5名の委員で構成する特別会計決算審査特別委員会を設置
し、これに付託して審査することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって認定第2号から第8号までの7議案は、5名の委員で構成する特別会計
決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

只今設置されました特別委員会の委員を、私が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

御指名致します。

一般会計決算審査特別委員会

2 番 山岡 敏 議員、3 番 岡田裕明 議員、4 番 森田 瞳 議員

5 番 吉田忠世 議員、6 番 松田和代 議員

以上、5 人。

特別会計決算審査特別委員会

7 番 松本正弘 議員、8 番 溝脇久利 議員、9 番 田中幹男 議員

10 番 岸田充隆 議員、12 番 溝本 隆 議員

以上、5 人でございます。

議長（吉田宏至） ここで一旦休憩させていただきます。

只今14時10分でございます。

14時30分まで休憩致します。

14時30分より再開致します。

（休憩）

午後2時10分

午後2時30分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き、再開します。

正副委員長の互選結果はお手元に配付させていただいておりますが、申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会

委員長に松田和代議員、同じく副委員長に森田 瞳議員。

特別会計決算審査特別委員会

委員長田中幹男議員、同じく副委員長岸田充隆議員。

以上、よろしくお願いします。

議長（吉田宏至）

日程第12 認定第1号：平成19年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定については、一般会計決算審査特別委員会に付託致します。

日程第13 認定第2号：平成19年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第3号：平成19年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第4号：平成19年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第5号：平成19年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第6号：平成19年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第7号：平成19年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第8号：平成19年度安堵町水道事業会計決算の認定について、以上7件を特別会計決算審査特別委員会に付託致します。

議長（吉田宏至） 日程第20 報告第1号：「健全化判断比率報告書について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 報告第1号、平成19年度財政健全化判断比率報告書について御説明致します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 19 年 6 月に公布されております。この法律は地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて当該地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることということ、そして地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされております。

なお、本年 19 年度の決算分から報告することとされております。この健全化判断比率には、一般会計等を対象と致しました実質赤字の標準財政規模に対する比率を示します実質赤字比率、そして全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す連結実質赤字比率、そして一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示します実質公債費比率。最後に一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示します将来負担比率。この四つがございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率におきましては当町は先程御説明致しましたが、決算上黒字でございます。そういったことで赤字でございませんので今回は 19 年度は該当致しません。実質公債費比率につきましては 15.4%で将来負担比率におきましては 10.4%いずれも早期健全化基準を下回っております。同法第 3 条健全化比率の公表等で比率の算定後は監査意見の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっております。本年 8 月 7 日に監査委員の審査に付し、同月 12 日に意見書をいただいております。

以上の経緯によりまして、健全化判断比率を監査委員の意見を付け議会に報告するものでございます。

議案書を朗読致します。

報告第 1 号：健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 19 年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

実質赤字比率 ー

連結赤字比率 ー

実質公債費比率 15.4%

将来負担比率 10.4%

備考にも書いておりますけれども、赤字でない場合は「ー」ということで記載するということになっております。

2 番目、括弧内に書いておりますのは、これを超えたら早期健全化の対策を練るということで、当町におきましては現在下回っておるということでございます。

平成 20 年 9 月 9 日報告

安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、意見書。監査委員さんの意見書を添付致しております。朗読します。

安監第 8 号、平成 20 年 8 月 12 日、安堵町長殿、安堵町監査委員より
平成 19 年度財政健全化審査意見書について提出していただいております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された平成 19 年度健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

最後のページでございます。

平成 19 年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見 審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率

①実質赤字比率 平成 19 年度「一」、早期健全化基準は 15%、備考で実質黒字比率 4.74%。

②連結実質赤字比率 平成 19 年度「一」、早期健全化基準が 20%です。連結実質黒字比率は 23.66%。

③実質公債費比率 平成 19 年度 15.4%、早期健全化基準が 25%。

④将来負担比率 平成 19 年度 10.4%、早期健全化基準が 350.0%

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成 19 年度決算においては黒字となっており、実質赤字比率は該当しない。

②連結実質赤字比率について

平成 19 年度決算においては黒字となっており、連結実質赤字比率は該当しない。

③実質公債費比率について

平成 19 年度の実質公債費比率は 15.4%となっており、早期健全化基準の 25%を下回っている。

④将来負担比率について

平成 19 年度の将来負担比率は 10.4%となっており、早期健全化基準の 350.0%を大幅に下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上が監査意見書でございます。
御審議よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第1号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
報告第1号を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、報告第1号は承認されました。

議長（吉田宏至） 日程第21 報告第2号：「資金不足比率報告書について」を議題と致します。
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 報告第2号、平成19年度資金不足比率報告書について御説明致します。これにつきましても、先の報告と同様理由で法適用公営企業である水道事業会計そして法非適用公営企業の下水道事業特別会計の2会計の資金不足比率を

算定するものでございます。両方の会計とも平成 19 年度は黒字会計のため該当は致しません。これも同法の第 22 条の資金不足比率の公表等で資金不足の算定後、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっているため、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

議案書をお願い致します。

報告第 2 号：資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 19 年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称

水道事業会計、資金不足比率「一」、経営健全化基準 20%、備考、これすいません、単位がちょっと抜けております。千円でございます。備考と致しまして、これに係る資金として 1 億 6,327 万 2 千円が水道事業会計の資金ということでございます。

下水道事業特別会計、資金不足比率は「一」、経営健全化基準が 20%、これも申し訳ございません備考の方で単位が抜けております。千円単位でございます。

2,659 万 6 千円ということでございます。備考は先程と同様の理由でございます。

平成 20 年 9 月 9 日報告

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお願い致します。

まず、安監第 9-1 号、平成 20 年 8 月 12 日、これも監査委員からの意見書でございます。

平成 19 年度水道事業会計経営健全化審査意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 19 年度水道事業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

次のページをお願い致します。

平成 19 年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（１）総合意見 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名

①資金不足比率、平成 19 年度「一」、経営健全化基準 20.0%、実質流動比率 845.2%。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成 19 年度決算における財務の短期流動性を表示する流動比率は 1160.2% となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため、平成 20 年度に償還する企業債の予定額を「1 年基準」に基づき、流動負債に算入して計算すると実質流動比率は 845.2% となり 100%を上回っている。

したがって、資金不足比率は該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

次のページをお願い致します。

安監第 9-2 号です。これも監査委員からの意見書提出です。

これにつきましては、平成 19 年度下水道事業会計経営健全化審査意見書についてでございます。下の方の文言は下水道分では一緒でございます。

次のページをお願い致します。

平成 19 年度下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要、これも同様でございます。

2 審査結果

(1) 総合意見 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名

①資金不足比率、平成 19 年度「一」、経営健全化基準が 20%です。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成 19 年度決算において、地方財政法施行令第 20 条により算定した資金不足額は 0 円であるため、資金不足比率は該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 2 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
報告第 2 号を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、報告第 2 号は承認されました。

議長（吉田宏至） 日程第 2 2 報告第 3 号：「平成 19 年度安堵町土地開発公社の決算報告について」を議題と致します。
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） はい。それでは報告第 3 号、平成 19 年度安堵町土地開発公社の決算報告についてを御説明させていただきます。

報告書の 3 ページを御覧ください。

平成 19 年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

当公社では公有地の拡大推進に関する法律の基つき、これまで安堵町の秩序ある開発と整備を促進するため、公有地の確保に鋭意努力を重ねてまいりました。安堵町の依頼により小集落地区改良事業等に応ずる用地の先行取得などを行うとともに、保有地の管理にも努め、また、売却事業と致しましては安堵町へ保有地の売り渡しを行ってきたところでございます。

平成 19 年度事業の概要及び収支決算等につきましては、まず公社の庶務関係と

致しまして平成 19 年 5 月 15 日に平成 18 年度収支決算の監査が行われ、同年 6 月 1 日の定例理事会におきまして平成 18 年度の決算報告がなされております。更に平成 20 年 3 月 3 日の定例理事会におきましては、平成 20 年度の事業計画及び予算案について承認をいただいております。

次の 4 ページを御覧ください。用地の買収と売却についてでございます。

平成 19 年度におきましては、公有地の先行取得及び売り渡しはございませんでした。

次、5 ページを御覧ください。

平成 19 年度土地開発公社決算報告書でございます。

最初に収益的収入及び支出について御説明致します。

まず収入でございますが、

区分款 1. 事業収益、第 1 項、公有地取得事業収益として、

当初予算額 0 に対し、決算額も 0 でございます。この決算額は先程説明致しました公社から安堵町へ売り渡しました用地の売却収益でございます。

第 2 款事業収益、第 1 項受取利息として、

当初予算額 1 千円に対し、決算額 12,542 円でございます。これは公社設立基本金 500 万円の受取利息でございます。

次に支出でございます。

区分第 1 款事業原価、第 1 項公有地取得事業原価として、

当初予算額 0 に対し、決算額も 0 でございます。

続きまして 6 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず収入の部からですが、

区分第 1 款資本的収入、第 1 項借入金、

当初予算額 127 万 8 千円、補正予算 66 万 2 千円、予算合計 194 万円に対し、決算額は 150 万 5,166 円でございます。これは平成 19 年度における銀行の短期借入金でございます。

次に支出でございますが、

区分第 1 款資本的支出、

当初予算額 127 万 8 千円に対し補正予算 66 万 2 千円、予算合計 194 万円に対し決算額 150 万 5,166 円となっております。

その内訳は第 1 項公有地取得事業費が、

当初予算額 127 万 8 千円、補正額 66 万 2 千円、予算合計 194 万円に対し、決算額 150 万 5,166 円でございます。これは用地委託料及び銀行への支払利息等でございます。

第 2 項借入金償還金の当初予算額 0 に対し、決算額も 0 でございます。これは銀行借入れの償還でございます。

したがって平成 19 年度の資本金収入及び支出につきましては、収入額 150 万 5,166 円に対し、支出額 150 万 5,166 円でございます。

なお、次のページからの支出決算項目別明細につきましては、これまでと重複する部分がありますので省略させていただきます。

それでは報告 3 号を朗読させていただきます。

報告第 3 号：平成 19 年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 19 年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。よろしく御審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 3 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

報告第 3 号を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第 3 号は承認されました。

.....

議長（吉田宏至） お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

議長（吉田宏至）

一般会計決算審査特別委員会は、１０日（水）、
特別会計決算審査特別委員会は、１１日（木）、
議会運営委員会は、１２日（金）、
文教厚生常任委員会は、１６日（火）、
いずれも午前１０時からですので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 一般質問の通告期限についてですが、１１日（木）の午後５時で締め切らせていただきます。

議長（吉田宏至） 次回の本会議は、１８日（木）午前１０時からですので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
長時間お疲れ様でした。御苦労様です。

散 会

午後２時５６分
